



# 宮 崎 県 公 報

平成27年12月28日（月曜日） 第 2755 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 37,200 円

## 目 次

### 規 則

○宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則（情報政策課）	1
○身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則……………（障がい福祉課）	2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則（ “ ” ）	3
<b>告 示</b>	
○指定居宅サービス事業者の指定……………（長寿介護課）	4
○指定居宅介護支援事業者の指定……………（ “ ” ）	5
○指定介護予防サービス事業者の指定……………（ “ ” ）	5
○指定居宅サービス事業の廃止……………（ “ ” ）	6
○指定居宅介護支援事業の廃止……………（ “ ” ）	6

○指定介護予防サービス事業の廃止……………（長寿介護課）	6
○有害図書類の指定……………（こども家庭課）	7
○有害興行の指定……………（ “ ” ）	7
○民有林の保安林の指定予定……………（自然環境課）	8
○民有林の保安林の指定……………（ “ ” ）	8
○保安林の指定予定の通知（2件）……………（ “ ” ）	8
○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意（2件）……………（水産政策課）	9
○建築基準法に基づく道路の位置の指定……………（建築住宅課）	9

### 公 告

○行政書士法に基づく処分……………（市町村課）	9
○大規模小売店舗の変更に係る届出……………（商工政策課）	10
○土地改良区の定款変更の認可……………（農村整備課）	10
○都市計画の変更図書の写しの縦覧……………（都市計画課）	10

### 内水面漁場管理委員会指示

○漁業法に基づく指示（2件）……………	11
---------------------	----

## 規 則

宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第61号

#### 宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年宮崎県規則第2号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（定義）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項又は電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。</p> <p>（2） [略]</p> <p>（電子情報処理組織による申請等）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項の規定により申請等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、県の機関の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。</p> <p>（1）・（2） [略]</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。</p> <p>（2） [略]</p> <p>（電子情報処理組織による申請等）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項の規定により申請等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、県の機関の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。</p> <p>（1）・（2） [略]</p>

(3) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第3条第1項に規定する電子証明書

(3) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条第1項に規定する署名用電子証明書

3～6 [略]

3～6 [略]

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第62号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（平成5年宮崎県規則第29号の2）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後				
<p>様式第5号（第7条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊟</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">15歳未満の児童 の氏名</td> <td style="width: 70%;">年 月 日生</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>[略]</p>	15歳未満の児童 の氏名	年 月 日生	<p>様式第5号（第7条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊟</p> <p style="text-align: right;">個人番号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">15歳未満の児童 の氏名</td> <td style="width: 70%;">年 月 日生</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">個人番号</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>備考1 15歳未満の児童の場合は、保護者の個人番号を記入する<u>必要はない。</u></p> <p style="text-align: center;">2 不要の文字は、<u>抹消すること。</u></p>	15歳未満の児童 の氏名	年 月 日生
15歳未満の児童 の氏名	年 月 日生				
15歳未満の児童 の氏名	年 月 日生				
<p>様式第7号（第8条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">居住地 氏 名 ㊟</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">15歳未満の 児童の氏名</td> <td style="width: 70%;">年 月 日生 (続柄) 男・女</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>(備考) 不要の箇所は消すこと。</p>	15歳未満の 児童の氏名	年 月 日生 (続柄) 男・女	<p>様式第7号（第8条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">居住地 氏 名 ㊟</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p style="text-align: right;">個人番号</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">15歳未満の 児童の氏名</td> <td style="width: 70%;">年 月 日生 (続柄) 男・女</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">個人番号</p> <p>[略]</p> <p>備考1 15歳未満の児童の場合は、保護者の個人番号を記入する<u>必要はない。</u></p> <p style="text-align: center;">2 不要の文字は、<u>抹消すること。</u></p>	15歳未満の 児童の氏名	年 月 日生 (続柄) 男・女
15歳未満の 児童の氏名	年 月 日生 (続柄) 男・女				
15歳未満の 児童の氏名	年 月 日生 (続柄) 男・女				
<p>様式第8号（第8条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">居住地</p> <p>1 返還者 氏 名</p> <p>2～4 [略]</p> <p>[略]</p> <p>(備考) 返還の理由を記して届けること。</p>	<p>様式第8号（第8条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">居住地</p> <p>1 返還者 氏 名</p> <p style="text-align: center;">個人番号</p> <p>2～4 [略]</p> <p>[略]</p> <p>備考 返還の理由を記して届けること。</p>				

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の身体障害者福祉法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第63号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年宮崎県規則第83号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																												
(自立支援医療費の支給認定の申請等)	(自立支援医療費の支給認定の申請等)																																												
<p>第9条 [略]</p> <p>2 省令第35条第2項第1号の医師の意見書又は診断書の様式は、<u>政令第1条第1号</u>に規定する育成医療（以下「育成医療」という。）にあっては意見書（別記様式第9号）によるものとし、同条第3号に規定する精神通院医療（以下「精神通院医療」という。）にあっては診断書（別記様式第10号）又は重度かつ継続に関する意見書（別記様式第11号）によるものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>(指定自立支援医療機関の指定の申請)</p> <p>第11条 法第59条第1項の申請は、<u>育成医療及び政令第1条第2号</u>に規定する更生医療にあっては指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請書（別記様式第15号）によって、精神通院医療にあっては指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書（別記様式第16号）によってするものとする。</p> <p>(指定自立支援医療機関の更新の申請)</p> <p>第13条 法第60条第1項に規定する指定の更新は、<u>育成医療及び政令第1条第2号に規定する更生医療</u>にあっては指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定更新申請書（別記様式第18号）によって、精神通院医療にあっては指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定更新申請書（別記様式第19号）によってするものとする。</p> <p>様式第8号（第9条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">障害者・児</td> <td style="text-align: center;">フリガナ</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">フリガナ</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">居 住 地</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">歳受未診満者が場十合八</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">フリガナ</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保護者居住地</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">負担額に関する事項</td> <td style="text-align: center;">障害者・児の被保険者証の記号及び番号</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">障害者・児と同一保険の加入者</td> <td></td> </tr> </table>	障害者・児	フリガナ	[略]	氏 名		フリガナ		居 住 地		歳受未診満者が場十合八	[略]		フリガナ	[略]	保護者居住地		負担額に関する事項	障害者・児の被保険者証の記号及び番号	[略]	障害者・児と同一保険の加入者		<p>第9条 [略]</p> <p>2 省令第35条第2項第1号の医師の意見書又は診断書の様式は、<u>政令第1条の2第1号</u>に規定する育成医療（以下「育成医療」という。）にあっては意見書（別記様式第9号）によるものとし、同条第3号に規定する精神通院医療（以下「精神通院医療」という。）にあっては診断書（別記様式第10号）又は重度かつ継続に関する意見書（別記様式第11号）によるものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>(指定自立支援医療機関の指定の申請)</p> <p>第11条 法第59条第1項の申請は、<u>育成医療及び政令第1条の2第2号に規定する更生医療</u>（以下「更生医療」という。）にあっては指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請書（別記様式第15号）によって、精神通院医療にあっては指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書（別記様式第16号）によってするものとする。</p> <p>(指定自立支援医療機関の更新の申請)</p> <p>第13条 法第60条第1項に規定する指定の更新は、<u>育成医療及び更生医療</u>にあっては指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定更新申請書（別記様式第18号）によって、精神通院医療にあっては指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定更新申請書（別記様式第19号）によってするものとする。</p> <p>様式第8号（第9条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">障害者・児</td> <td style="text-align: center;">フリガナ</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>受診者氏名</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">フリガナ</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>受診者居住地</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">歳受未診満者が場十合八</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">フリガナ</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>保護者個人番号</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">負担額に関する事項</td> <td style="text-align: center;">受診者の被保険者証の記号及び番号</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">受診者と同一保険の加入者全員の氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>受診者と同一保険の加入者全員の個人番</u></td> <td></td> </tr> </table>	障害者・児	フリガナ	[略]	<u>受診者氏名</u>		フリガナ		<u>受診者居住地</u>		歳受未診満者が場十合八	[略]		フリガナ	[略]	<u>保護者個人番号</u>		負担額に関する事項	受診者の被保険者証の記号及び番号	[略]	受診者と同一保険の加入者全員の氏名		<u>受診者と同一保険の加入者全員の個人番</u>	
障害者・児		フリガナ	[略]																																										
		氏 名																																											
		フリガナ																																											
	居 住 地																																												
歳受未診満者が場十合八	[略]																																												
	フリガナ	[略]																																											
	保護者居住地																																												
負担額に関する事項	障害者・児の被保険者証の記号及び番号	[略]																																											
	障害者・児と同一保険の加入者																																												
障害者・児	フリガナ	[略]																																											
	<u>受診者氏名</u>																																												
	フリガナ																																												
	<u>受診者居住地</u>																																												
歳受未診満者が場十合八	[略]																																												
	フリガナ	[略]																																											
	<u>保護者個人番号</u>																																												
負担額に関する事項	受診者の被保険者証の記号及び番号	[略]																																											
	受診者と同一保険の加入者全員の氏名																																												
	<u>受診者と同一保険の加入者全員の個人番</u>																																												



介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570500944	デイ・サービスセンター聖人倶楽部えん	宮崎県小林市野尻町東麓1207番地2	医療法人友愛会	宮崎県小林市野尻町東麓1170番地	平成27年11月1日	通所介護
4570401267	いっちゃんがデイサービス	宮崎県日南市下方449番地3	株式会社南の郷	宮崎県日南市南郷町中村甲400番地	平成27年11月1日	通所介護
4571701061	デイサービスセンターたでいけ至福の園	宮崎県北諸県郡三股町蓼池3637番地1	株式会社ハラケアシステム	宮崎県北諸県郡三股町蓼池3637番地1	平成27年11月1日	通所介護
4570401275	ヘルパーステーションはなたて	宮崎県日南市北郷町郷之原3598番地1	合同会社ごんはる	宮崎県日南市北郷町郷之原甲3645番地1	平成27年11月1日	訪問介護
4571701079	訪問介護事業所たでいけ至福の園	宮崎県北諸県郡三股町蓼池3637番地1	株式会社ハラケアシステム	宮崎県北諸県郡三股町蓼池3637番地1	平成27年11月1日	訪問介護
4570203788	サポートライフこまち	宮崎県都城市都原町7092番地5	一般社団法人リオズライフ	宮崎県都城市都原町7092番地5	平成27年11月10日	訪問介護

## 宮崎県告示第 809号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

平成27年12月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業所		指定居宅介護支援事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570203770	居宅介護支援事業所 おきみず	宮崎県都城市都北町5779番地1	合同会社H&K福祉サービス	宮崎県都城市都北町5779番地1	平成27年11月1日	居宅介護支援
4570302473	居宅介護支援事業所ふじ 延岡事業所	宮崎県延岡市柳沢町二丁目3番1号	株式会社フジエンタープライズ	宮崎県延岡市浜砂二丁目10番29号	平成27年11月13日	居宅介護支援
4570302465	松田居宅介護支援事業所	宮崎県延岡市大貫町2丁目1311番地1	合同会社グレイスの里	宮崎県延岡市無鹿町二丁目3424番地24	平成27年11月21日	居宅介護支援

## 宮崎県告示第 810号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成27年12月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570500944	デイ・サービスセンター聖人倶楽部えん	宮崎県小林市野尻町東麓1207番地2	医療法人友愛会	宮崎県小林市野尻町東麓1170番地	平成27年11月1日	介護予防通所介護
4571701061	デイサービスセンターたでいけ至福の園	宮崎県北諸県郡三股町蓼池3637番地1	株式会社ハラケアシステム	宮崎県北諸県郡三股町蓼池3637番地1	平成27年11月1日	介護予防通所介護

4570401275	ヘルパーステーションはなたて	宮崎県日南市北郷町郷之原3598番地1	合同会社ごんはる	宮崎県日南市北郷町郷之原甲3645番地1	平成27年11月1日	介護予防訪問介護
4571701079	訪問介護事業所たていけ至福の園	宮崎県北諸県郡三股町蓼池3637番地1	株式会社ハラケアシステム	宮崎県北諸県郡三股町蓼池3637番地1	平成27年11月1日	介護予防訪問介護
4570203788	サポートライフこまち	宮崎県都城市都原町7092番地5	一般社団法人リオズライフ	宮崎県都城市都原町7092番地5	平成27年11月10日	介護予防訪問介護

宮崎県告示第 811号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定  
居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成27年12月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4572001321	デイサービスあくた新富店	宮崎県児湯郡新富町富田2丁目4番地2	J-TOP合同会社	宮崎県児湯郡新富町富田2丁目4番地2	平成27年11月27日	通所介護
4570601072	訪問介護事業所えがお	宮崎県日向市原町三丁目2-19シテイコーポ1-A	合同会社ホーム原町	宮崎県日向市原町二丁目4番6号	平成27年11月28日	訪問介護
4572101097	こぼる訪問介護センター	宮崎県東臼杵郡門川町東栄町2丁目2番地1	特定非営利活動法人かどがわ・ざわざわ会	宮崎県東臼杵郡門川町東栄町2丁目2番地1	平成27年11月30日	訪問介護

宮崎県告示第 812号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定  
居宅介護支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成27年12月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業所		指定居宅介護支援業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570201998	居宅介護支援事業所さくら	宮崎県都城市祝吉町5033-1	有限会社向日葵	宮崎県都城市菖蒲原町24番地2番5	平成27年11月13日	居宅介護支援
4570202251	指定居宅介護支援事業所さしゅぼ	宮崎県都城市菓子野町10298番地1	株式会社ビ助っ人	宮崎県都城市菓子野町10298番地1	平成27年11月30日	居宅介護支援

宮崎県告示第 813号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、  
指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成27年12月28日

宮崎県知事 河野俊嗣



介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4572001321	デイサービスあくた新富店	宮崎県児湯郡新富町富田2丁目4番地2	J-TOP合同会社	宮崎県児湯郡新富町富田2丁目4番地2	平成27年11月27日	介護予防通所介護
4570601072	訪問介護事業所えがお	宮崎県日向市原町三丁目2-19シティコーポ1-A	合同会社ホーム原町	宮崎県日向市原町二丁目4番6号	平成27年11月28日	介護予防訪問介護
4572101097	こばる訪問介護センター	宮崎県東臼杵郡門川町東栄町2丁目2番地1	特定非営利活動法人かどがわ・ざわざわ会	宮崎県東臼杵郡門川町東栄町2丁目2番地1	平成27年11月30日	介護予防訪問介護

## 宮崎県告示第 814号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第13条第1項の規定により、青少年に有害な図書類として次のものを指定した。

平成27年12月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	種類	題名	発行所名	指定年月日	
27年-25	書籍	mini SUGAR 1月号 (2015年11月17日発売)	株式会社 秋水社	平成27年12月16日	
27年-26	書籍	Young Love Comic aya 12月号 (平成27年11月8日発行・発売)	宙（おおぞら）出版		
27年-27	書籍	ビューティフル乙女のいる日常 (2016年1月2日初版第1刷発行)	株式会社コアマガジン		
27年-28	書籍	肉欲MAX！！ヤリ手OLのヌレヌレ業務 (2015年11月10日初版発行)	株式会社竹書房		
27年-29	書籍	BOY'Sピアス 1月号 (平成28年1月1日発行)	サン・メディアレップ(株)		
27年-30	書籍	封印発禁DX2016新春特大号 (発行日 2016年1月15日)	大洋図書		
27年-31	書籍	裏モノJAPAN12月号別冊目からウロコのSEXテクニック (2015年12月1日発行)	株式会社 鉄人社		
27年-32	書籍	裏モノJAPAN 1月号 (2016年1月1日発行)	株式会社 鉄人社		
27年-33	書籍	ヤバすぎ 激裏情報 (発行日 2015年7月10日)	株式会社 三オブックス		
27年-34	書籍	金のEX SPECIAL2015秋の特大号 (発行日 2015年12月10日)	株式会社大洋図書		
27年-35	書籍	実話ナックルズ1月号 (2016年1月号（毎月30日発売）11月30日発売)	ミリオン出版株式会社		
27年-36	書籍	おとなのスマートフォン (2015年9月1日発行)	株式会社晋遊舎		
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。				

平成27年12月28日

## 宮崎県告示第 815号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
27年-49	映画	やわ乳太夫 月夜の恋わずらい	荒木組 ＜オーピー映画＞	平成27年12 月18日
27年-50	映画	痴漢電車 淫コースは夢いっぱい！	小山組 ＜オーピー映画＞	
27年-51	映画	平成仁侠伝 兄弟、あの空で会おうぜ！	清水組 ＜オーピー映画＞	
27年-52	映画	悦楽交差点 オンナの裏に出会うとき	城定組 ＜オーピー映画＞	
27年-53	映画	肉棒教習所 欲しがら女教官	工藤組 ＜新日本映像＞	
27年-54	映画	近親義母 息子でおもらし	新田組 ＜新日本映像＞	
27年-55	映画	発情美人妻 早くちょうだい	橋口組 ＜新東宝映画＞	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

**宮崎県告示第 816号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成27年12月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市大字酒谷字割岩河内甲4144、甲4145-乙、甲4147-1から甲4147-4まで、甲4150、甲4150-乙、甲4151-2から甲4151-4まで、甲4151-乙、甲4151-丁、甲4152-1、甲4152-2

- 2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 817号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成27年12月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字見立字千畳敷2928、2933-1、2936、2937-1、2937-3、2937-8、2937-9、2940、字平戸3029-3、3041、字若松山3052-1、3052-5、3052-25、3053-1、3054-1から3054-3まで、3054-7、3056-1

- 2 指定の目的 干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 818号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年12月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市山田町中霧島字焼牧4030-1・字山ノ迫4037-2・4040（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、4037-3

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）



## 宮崎県告示第 819号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年12月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字竹原字財内 130-5、132-14
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字財内 130-5・132-14（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 宮崎県告示第 820号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成27年12月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成27年11月24日
発起人の住所及び氏名	延岡市 有限会社 繁栄丸水産 延岡市 宇戸田 為二
加入区 の 名 称	北浦加入区
区 域	北浦漁業協同組合の地区
区 分	小型定置漁業

## 宮崎県告示第 821号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると

認められた。

平成27年12月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成27年11月10日
発起人の住所及び氏名	日南市 村本 秀則 日南市 高橋 晃
加入区 の 名 称	日南市第一加入区
区 域	日南市漁業協同組合の地区のうち鶴戸支所の地域
区 分	小型漁船漁業

## 宮崎県告示第 822号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成27年12月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	申請者氏名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(小林) 27-4	内村敏郎	小林市細野字八反 4539番 9	6.00	54.58	平成27 年12月 9日

## 公 告

行政書士法（昭和26年法律第 4号）第14条の規定により、次のとおり処分を行った。

平成27年12月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 処分を受けた者
  - (1) 氏名  
吹上 敏彦
  - (2) 事務所の所在地  
宮崎市月見ヶ丘 7 丁目14番30号
  - (3) 登録番号  
第12451061号
- 2 処分をした年月日  
平成27年12月18日
- 3 処分の内容  
20日間の業務の停止（平成28年1月4日から平成28年1月23日まで）
- 4 処分の理由  
行政書士法第10条の規定に違反したため

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成27年12月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
フェニックスガーデンうきのじょう  
宮崎市柳丸町 150、151の一部、152の一部、163-1、163-2、165、166、167、168-1の一部
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
東京センチュリーリース株式会社 代表取締役 浅田俊一  
東京都千代田区神田練堀町 3 番地
- 3 変更する事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社ゲオホールディングス 代表取締役 遠藤結蔵  
愛知県名古屋市中区富士見町 8 番 8 号  
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 佐々木勉  
福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号  
青山商事株式会社 代表取締役 青山理  
広島県福山市王子町一丁目 3 番 5 号  
株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井正  
山口県山口市佐山 717番地 1  
株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈  
広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番14号  
株式会社L I X I L 代表取締役 藤森義明  
大阪府大阪市西区立売堀一丁目 3 番13号  
株式会社メガネトップ 代表取締役 富澤昌宏  
静岡県静岡市葵区伝馬町 8 番地の 6  
株式会社ビー・ビー・シー 代表取締役 長友博基  
宮崎市橋通東五丁目 4 番12号  
株式会社マックハウス 代表取締役 白土孝  
東京都杉並区梅里一丁目 7 番 7 号  
株式会社ユニットコム 代表取締役 高島勇二  
大阪府大阪市浪速区日本橋四丁目16番 1 号  
株式会社サンライズモバイル 代表取締役 田所一夫  
宮崎市東大淀二丁目 3 番34号  
(変更後) 株式会社ゲオホールディングス 代表取締役 遠藤結蔵  
愛知県名古屋市中区富士見町 8 番 8 号  
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 佐々木勉  
福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号  
青山商事株式会社 代表取締役 青山理  
広島県福山市王子町一丁目 3 番 5 号  
株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井正  
山口県山口市佐山 717番地 1

株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈  
広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番14号  
コネクシオ株式会社 代表取締役 井上裕雄  
東京都新宿区西新宿八丁目17番 1 号  
株式会社メガネトップ 代表取締役 富澤昌宏  
静岡県静岡市葵区伝馬町 8 番地の 6  
株式会社ビー・ビー・シー 代表取締役 長友博基  
宮崎市橋通東五丁目 4 番12号  
株式会社マックハウス 代表取締役 白土孝  
東京都杉並区梅里一丁目 7 番 7 号  
株式会社ユニットコム 代表取締役 高島勇二  
大阪府大阪市浪速区日本橋四丁目16番 1 号  
株式会社サンライズモバイル 代表取締役 濱松裕樹  
宮崎市東大淀二丁目 3 番34号

- 4 変更の年月日  
平成27年 7 月 5 日
- 5 変更する理由  
テナント入れ替え及び代表者交代のため
- 6 届出年月日  
平成27年12月 2 日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間  
(1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター  
(2) 期間  
平成27年12月28日から平成28年 1 月28日まで
- 8 意見書の提出先及び期間  
(1) 提出先  
宮崎県商工観光労働部商工政策課  
(2) 期間  
平成27年12月28日から平成28年 1 月28日まで
- 9 意見書の記載事項  
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、速日峰土地改良区（延岡市）から平成27年10月 5 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成27年12月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成27年12月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画を定める者の名称  
川南町
- 2 都市計画の種類及び名称

川南都市計画下水道

川南公共下水道

3 縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課

宮崎県高鍋土木事務所

## 内水面漁場管理委員会指示

### 宮崎県内水面漁場管理委員会指示第 138号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第67条第 1 項及び第 130条第 4 項の規定により、うなぎ資源の利用と管理を図るため、うなぎの採捕について次のとおり指示する。

平成27年12月28日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 染 矢 忠 孝

1 禁止する水産動物

全長25センチメートルを超えるうなぎ

2 禁止期間

10月1日から翌年3月31日まで

3 禁止区域

宮崎県内の河川等の内水面（公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面）

4 指示の適用除外

次に掲げる場合は、この指示は適用しない。

ア 宮崎県内水面漁業調整規則（昭和39年宮崎県規則第24号）第33条第 1 項の規定により知事の許可を受けた者が当該許可の範囲内で採捕する場合

イ 国の機関又は地方公共団体が、うなぎに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（国の機関又は地方公共団体から、委託、補助、又はその他の関与を受けている場合を含む。）

5 指示の有効期間

平成28年1月1日から平成30年12月31日まで

### 宮崎県内水面漁場管理委員会指示第 139号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第67条第 1 項及び第 130条第 4 項の規定により、内水面第 5 種共同漁業権に係る増殖について次のとおり指示する。

平成27年12月28日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 染 矢 忠 孝

1 増殖義務

平成28年1月1日から同年12月31日までの間に別表の漁業権者の欄に掲げる各漁業権者は、それぞれ別表に定めるところにより増殖を行わなければならない。

ただし、履行が困難な場合にあっては、他の方法に替えることができる。

2 こい、おいかわ及びうぐいの増殖

1のただし書きにより他の方法に替える場合は、原則として放流に係る経費と同額相当の産卵床造成を行うものとする。

3 実施状況及び実績報告の義務

漁業権者は、平成28年6月30日までに、当該指示内容の実施状況報告書を提出するとともに、平成29年1月31日までに増殖指示完了報告書及び増殖を実施したことを証する書類を提出しなければならない。

4 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会が別に定

める。

別 表

漁業権 番 号	河川名	漁 業 権 者	魚種及び数量(増殖行為)													
			あゆ	ふな	うなぎ	やまめ	にじます	おいかわ	うぐい	もくずがに			わかさぎ		こい	
			稚魚 放流 (kg)	稚魚 放流 (尾)	稚魚 放流 (kg)	稚魚 放流 (尾)	稚魚 放流 (尾)	稚魚 放流 (尾)	稚魚 放流 (尾)	天然 種苗 放流 (kg)		人工 種苗 放流 (尾)	稚魚 放流 (尾)	発眼卵 放 流 (万粒)	稚魚放流 相当分 (尾)	
内共第 1号	北 川	代表 東海漁 業協同組合	170	400	18	2,500		1,200		15	又は	3,000			3,900	
内共第 2号	祝子川	祝子川漁業 協同組合	156		28	2,000	2,000	2,000		15	又は	3,000			800	
内共第 3号	五ヶ瀬川(河口)	代表 延岡 五ヶ瀬川漁業 協同組合	88		20			1,200		10	又は	2,000				
内共第 4号	五ヶ瀬川	代表 延岡 五ヶ瀬川漁業 協同組合	1,108		80	27,200		3,000	8,000	50	又は	10,000				
内共第 5号	五十鈴川	五十鈴川漁 業協同組合	50		36	1,800				5	又は	1,000			2,000	
内共第 6号	塩見川	富島河川漁 業協同組合		1,200	15					4	又は	800			1,200	
内共第 7号	耳川	代表 耳川漁 業協同組合	126	1,600	174	15,100		1,600		140	又は	28,000	1,100	又は	330	24,000
内共第 8号	石並川	美幸内水面 漁業協同組 合	21		16	1,000				20	又は	4,000				
内共第 9号	名貫川	名貫川淡水 漁業協同組 合	12		4	400				4	又は	800				
内共第 11号	小丸川	代表 小丸川 漁業協同組 合	150		108	12,000		19,000		25	又は	5,000				
内共第 12号	一ツ瀬川	代表 一ツ瀬 川漁業協同 組合	226		160	16,000		22,800		25	又は	5,000				
内共第 13号	石崎川	代表 一ツ瀬 川漁業協同 組合		900	20					5	又は	1,000			7,600	
内共第 14号	大淀川	代表 綾漁業 協同組合	458	3,900	457	8,800		17,600	24,000	150	又は	30,000			100,200	
内共第 15号	清武川	代表 境川漁 業協同組合	64		40					50	又は	10,000				
内共第 16号	加江田川	木花内水面 漁業協同組 合	12		10					25	又は	5,000				
内共第 17号	川内川上流	川内川上流 漁業協同組 合	30	600	20	5,000		1,200							10,400	
内共第 18号	広渡川	日南広渡川 漁業協同組 合	138		41	2,800				300	又は	60,000			12,000	
内共第 19号	福島川	串間市淡水 漁業協同組 合	25		35	1,000				10	又は	2,000				
内共第 20号	本城川	串間市淡水 漁業協同組 合	10		10					5	又は	1,000				
内共第 21号	御 池	小林高原野 尻漁業協同 組合	10	500	30			1,200					1,000	又は	300	3,000

<放流する魚種の体長・体重>

- |         |              |          |                     |
|---------|--------------|----------|---------------------|
| 1. あゆ   | 体重 3～10グラム   | 6. うぐい   | 体重 5グラム以上           |
| 2. ふな   | 体重 5グラム以上    | 7. おいかわ  | 体重 1グラム以上           |
| 3. うなぎ  | 体重 10～100グラム | 8. もくずがに | 体重 20～30グラム(単位:kg)  |
| 4. やまめ  | 体重 5～10グラム   |          | 又は甲幅4ミリメートル以上(単位:尾) |
| 5. にじます | 体重 15グラム以上   | 9. わかさぎ  | 体重 5グラム以上又は発眼卵      |